

川崎市立学校教員奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 2 月 2 4 日

7 川教職企第 3 2 2 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、本市の未来を担う子どもの教育を支える優れた人材を安定的に確保するため、市立学校に教諭として採用された者の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内において、川崎市立学校教員奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 1 3 年 3 月 2 1 日規則第 7 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 8 3 条に規定する大学（同法第 9 1 条に規定する専攻科及び同法第 1 0 8 条に規定する短期大学を含む。）、同法第 9 7 条に規定する大学院及び同法第 1 2 4 条に規定する専修学校（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）別表第 1 備考第 2 号の 3 の規定により文部科学大臣が指定する教員養成機関に限る。）をいう。

(2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第

14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金

(3) 代理返還制度 独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」

という。）の貸与奨学金を受けていた者に対して、企業又は地方公共団体が、

返還額の全部又は一部を日本学生支援機構に直接送金することにより支援

する制度をいう。

(交付対象者)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内で

補助金を交付するものとする。

(1) 川崎市立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）の募

集対象校種のうち、小学校、中学校・高等学校（高等学校（工業）及び高等

学校（商業）を除く。）又は特別支援学校を受験し新たに採用された者

(2) 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けていた者

(3) 貸与された奨学金の返還終了日が属する月が川崎市立学校教諭として採

用された年度の翌年度4月以降である者

(4) 補助金の交付について、市長が代理返還制度を活用して、日本学生支援機

構に直接支払うことを了承する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象者が大学等における在学時に奨学金として貸与を受けた額及び利息の額を合計した額（市立学校に教諭として採用された日の属する年度末までの間に返還した額を除く。）とする。ただし、200万円を上限とする。

2 1年あたりの補助金の額は、原則として、前項の規定による額を10で除した額（20万円を上限とし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）とする。ただし、返還終了日が属する月が、採用された年度の翌年度から起算して10年度目の3月よりも前の場合は、返還終了日が属する月までを補助対象期間とし、前項の規定による額を、原則として、補助対象期間の月数に応じた数で除して各年度の返還が行われる月数を乗じて得た額（20万円を上限とし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）とする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、採用された年度の翌年度から起算して10年度目の3月までの期間（交付申請時点の返還終了日が属する月がこれよりも前の場合は前条第2項で定める期間のとおり）のうち、川崎市立学校の正規教員として勤務した期間（人事異動等により、他の校種又は自治体の職員等として勤務した期間を含む。）とする。ただし、第15条第1項で定める事由に該当

した場合は、その事由に該当した日が属する月以降を補助対象期間から除く。

- 2 休業及び休職期間中についても補助対象期間とするが、前項に定める補助対象期間に加えて、休業及び休職期間と同じ期間の勤務を必要とする。このとき、退職までに勤務した期間が、勤務が必要な期間未満の場合は、その足りない月数に応じ、既に交付されている補助金について期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(対象候補者の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別途指定する期間に、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）により、対象候補者認定申請を行うものとする。

- 2 前項に基づく申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金の借入を証する書類（借入総額が分かるもの）

(2) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項に基づく申請があったときは、各校種（選考区分が大学3年次在籍者推薦の場合は、大学3年次在籍者推薦における各校種）における選考試験（第2次試験）の成績上位の者から順に、予算の範囲内で対象候補者を認定し、対象候補者認定結果通知書（様式第1号）により対象候補者に通知するものとする。

(対象候補者の認定の取消)

第7条 市長は、対象候補者が第3条に規定する要件に該当しないこと又は次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 川崎市立学校での教員採用を辞退する場合

(2) 補助金の交付を辞退する場合

(3) 選考試験に合格した後に留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合

(4) 選考区分が大学3年次在籍者推薦であった者及び大学院進学等で採用延期が認められた者が、教諭として採用される状況になった後、遅滞なく川崎市立学校で教諭として勤務しなかった場合

2 市長は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第2号)により対象候補者に通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第8条 第6条第3項に定める交付対象候補者の認定を受けた者は、市長が年度ごとに別途指定する期間に交付申請を行うものとする。

2 前項の申請は、交付申請書(様式第3号)によるものとする。

3 第1項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 初年度に限り、奨学金貸与証明書
 - (2) 初年度に限り、奨学金返還期限猶予が認められた場合は、審査結果がわかる書類
 - (3) 交付申請年度の前年度12月返還分までを含めた奨学金返還証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、原則として、交付申請期間の末日から3ヶ月以内に交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに交付内容変更承認申請書（様式第5号）により申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項の規定による申請について変更の承認をしたときは、その旨を交付内容変更決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 補助金は、交付決定者の採用された年度の翌年度4月から、毎月所定の額を市長が代理返還制度により交付する。

- 2 前項の規定による補助金の交付に当たり、市長は、交付決定者が補助金の支払日の属する年度の4月1日に在籍していることを確認するものとする。

（各年度報告の時期等）

第12条 交付決定者は、各年度（次条に規定する実績報告を行う年度を除く。）における3月の奨学金返還が完了次第速やかに、補助金状況報告書（様式第7号）により、奨学金の返還状況等について報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- （1）各年度の3月返還分までを含めた奨学金返還証明書
- （2）第9条に定める交付決定通知書の写し（第10条第3項に定める交付内容変更決定通知書の写し）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（実績報告の時期等）

第13条 交付決定者は、第5条第1項に規定する補助対象期間が経過した後速やかに、実績報告書（様式第8号）により、実績報告を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に定める実績報告の場合に、これを準用する。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、第12条第1項に定める状況報告及び前条第1項に定める実績報告を受けた場合は、書類審査等を行い、交付決定した内容のとおり遂行されていると認めるときは、補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）割愛派遣以外の事由により離職した場合
- （2）免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分を受けた場合
- （3）奨学金返還を滞納した場合
- （4）奨学金返還を免除された場合
- （5）他の団体から二重に奨学金返還支援を受け、不当に利得を得た場合
- （6）補助金の交付を受けるため、虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場

合

(7) その他法令に違反する等、市長が不適格と判断した場合

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。